

日薬業発第281号
令和7年10月28日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗については、令和7年9月18日付け日薬業発第232号でお知らせしたとおりですが、その際、販売する薬局等並びに薬剤師に求められる事項のうち「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」に関しては別途通知するとされておりました。

今般、その詳細について示されましたのでお知らせいたします（別添1）。

本通知においては、薬局等が所在する地域の都道府県医師会と都道府県薬剤師会との間で予め合意されている場合においては、都道府県薬剤師会でとりまとめる「緊急避妊薬販売薬局等名簿」と、都道府県医師会でとりまとめられる「連携医療機関名簿」の相互の共有をもって、連携体制とできることが示されました。

都道府県薬剤師会におかれましては、名簿の共有による連携体制の構築について、都道府県医師会のご協力をいただけるようご相談をいただき、都道府県単位での連携体制の構築に取り組まれるようお願いいたします。なお、その際の留意事項等については、別添2のとおりです。

連携体制の構築に関しては、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本産婦人科医会にも協力依頼がされておりますことを申し添えます。

また、需要者を適切に近隣の産婦人科医等につなげる観点から、薬局と産婦人科医等との間で、緊急避妊薬の販売状況や販売困難事例への対応策等について定期的に意見交換の場を設けることが示されております。連携体制が構築された後においても、都道府県医師会と都道府県薬剤師会との間で意見交換の場を設け、医師と薬剤師の連携、関係支援機関と連携した対応等がよりよいものとなるよう、継続的な取り組みをお願い申し上げます。

<別添>

1. 緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（令和7年10月28日、厚生労働省医薬局総務課・同審査管理課事務連絡）※医薬総発 1028 第1号、医薬薬審発 1028 第1号
2. 緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に伴う薬剤師及び産婦人科医の連携体制の構築について（協力依頼）（令和7年10月15日、医薬薬審発 1015 第1号）

事 務 連 絡
令和7年10月28日

(別記) 御中

厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、貴会会員に対し周知いただきますようよろしくお願いいたします。

(別記)

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本保険薬局協会

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

公益社団法人日本医師会

公益社団法人日本産婦人科医会

医薬総発 1028 第 1 号
医薬薬審発 1028 第 1 号
令和 7 年 10 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗については、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」（令和 7 年 9 月 18 日付け医薬総発 0918 第 2 号／医薬薬審発 0918 第 3 号。以下、「調剤・販売通知」という。）により、各都道府県等衛生主管部（局）長宛てお知らせしたところです。

調剤・販売通知 3.（1）③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」の詳細については別途通知することとしていたところ、今般、下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管下の薬局・店舗販売業の店舗、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、本件については、要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売しようとする製造販売業者、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本産婦人科医会にも通知していることを申し添えます。

記

1. 調剤・販売通知 3.（1）③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」については、所在する地域の都道府県薬剤師会と都道府県医師会

との間で予め合意されている場合においては、所在する都道府県薬剤師会で管理し、都道府県医師会へ共有される「緊急避妊薬販売薬局等名簿」に掲載されていることをもって、連携体制とすることができることとする。この際、都道府県薬剤師会は、薬局の管理者（店舗販売業の店舗の場合は店舗管理者）からの要請により「緊急避妊薬販売薬局等名簿」へ当該薬局・店舗販売業の店舗を掲載した場合には、その旨を薬局・店舗販売業の店舗に通知すること。併せて、都道府県薬剤師会は、都道府県医師会に「緊急避妊薬販売薬局等名簿」を提供するとともに、都道府県医師会から「連携医療機関名簿」の提供を受け、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」に掲載されている薬局・店舗販売業の店舗へ共有すること。薬局・店舗販売業の店舗は、都道府県薬剤師会からの掲載完了通知・連携医療機関名簿の共有をもって、連携体制とすること。なお、名簿の作成・共有が困難な場合等においては、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗が近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と連携することでも差し支えない。

2. 「緊急避妊薬販売薬局等名簿」は薬局・店舗販売業の店舗単位で管理することとするが、既に掲載されている薬局・店舗販売業の店舗において販売する薬剤師に変更があった場合には、薬局・店舗販売業の店舗から所在する都道府県薬剤師会に対し、名簿更新要請を行うこと。
3. 1. において、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗が近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と連携を構築する場合にあっては、連携構築に係る文書（参考様式別添）を取り交わし、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗及び連携医療機関において適切に保管すること。
4. 需要者を適切に近隣の産婦人科医等につなげる観点から、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗は、定期的に、1. で連携している産婦人科医等との間で、緊急避妊薬の販売状況や販売困難事例への対応策等について、意見交換の場を設けることが望ましいこと。なお、名簿共有により連携体制を構築している場合にあっては、都道府県薬剤師会と都道府県医師会との間で、当該意見交換の場を設けることをもって代えることでも差し支えないこと。

(参考様式別添)

緊急避妊薬販売に係る連携体制について

「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」（令和7年10月28日付け医薬総発1028第1号、医薬薬審発1028第1号）に基づく要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売に係る連携体制の構築について、下記の薬局・店舗販売業の店舗と医療機関の間で確認する。

令和○年○月○日

< 薬局・店舗販売業の店舗及び薬剤師名 >

A 薬局（B 薬剤師（研修修了証発行番号）、C 薬剤師（研修修了証発行番号））

< 医療機関及び産婦人科医名 >

D 病院（E 産婦人科医）

※ 本文書は薬局・店舗販売業の店舗及び医療機関において適切に保管すること。

医薬薬審発 1015 第 1 号
令和 7 年 10 月 15 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に伴う
薬剤師及び産婦人科医の連携体制の構築について
(協力依頼)

平素より薬事行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に関しては、平成 28 年に医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議においてスイッチ OTC 化の要望を受理したことを踏まえ、平成 29 年より同会議で検討を重ねてきたほか、検討結果を踏まえたスイッチ OTC 化に際した課題への対応策検討のために、令和 5 年 11 月からは調査研究事業を実施しております。調査研究事業の遂行にあたっては、貴会及び都道府県薬剤師会から多大な御協力をいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

今般、令和 7 年度第 2 回薬事審議会要指導・一般用医薬品部会において、緊急避妊薬の要指導医薬品としての製造販売承認が可と判断されたことを受け、今後、薬局・店舗販売業の店舗（以下「薬局等」という。）において、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売が開始されることが予定されますが、この際、調査研究事業の結果を踏まえ、販売を行う薬局等には「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」が、その要件の一つとして課されております。

今般のスイッチ OTC 化に際しての薬剤師及び産婦人科医による連携体制の構築については、調査研究事業の経験を有する貴会に、是非とも御協力をお願いしたく、つきましては、下記に示す薬剤師及び産婦人科医の連携体制の構築に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の作成について

(1) 要指導医薬品たる緊急避妊薬を薬局等において販売する際、

- ① 薬局等に緊急避妊薬を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合
- ② 販売可であっても医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合
- ③ 服用から3週間後に受診する先がない場合

等のケースにおいては、需要者を、薬剤師から産婦人科医へ適切に紹介する必要があります。また、服用後の予期せぬ妊娠成立時に中絶の機会を逸さない対応が必要であるほか、性暴力への対応の観点からも、薬剤師と産婦人科医の連携が重要です。

- (2) 上記連携に関しては、所在する地域の都道府県薬剤師会と都道府県医師会との間で予め合意されている場合においては、所在する都道府県薬剤師会及び都道府県医師会で管理される名簿を共有することをもって、連携体制とすることができることとする方向で調整中です。そのため、名簿の共有による連携体制の構築を行おうとする都道府県薬剤師会におかれては、都道府県医師会に対してその旨を申し入れ、都道府県単位での連携体制の構築に取り組まれるようお願いいたします。なお、名簿の作成・共有が困難な場合等においては、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗が近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と連携することでも差し支えありません。
- (3) その上で、地域の都道府県薬剤師会と都道府県医師会との間で合意された場合にあつては、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗を都道府県ごとにとりまとめた「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の作成につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。なお、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の作成につきましては、令和7年11月末までを目途としてとりまとめをお願いいたします（様式別紙）。
- (4) とりまとめた「緊急避妊薬販売薬局等名簿」については、都道府県医師会に対して共有いただくとともに、都道府県医師会から「連携医療機関名簿」の提供を受け、緊急避妊薬販売薬局等名簿に掲載された薬局等に当該名簿の共有をお願いいたします。また、連携体制構築の確認のため、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」については、都道府県薬剤師会から医薬品審査管理課（ec-training@mhlw.go.jp）まで共有をお願いいたします。
- (5) なお、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の初版を作成して以降に御協力いただける薬局等に追加又は変更等があった場合には、適宜、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」を更新し、都道府県医師会及び医薬品審査管理課に対し、共有をお願いいたします。

2. 意見交換の場の設置について

薬剤師及び産婦人科医による連携のもと、需要者を適切に近隣の産婦人科

医につなげる観点から、１．で連携する薬剤師と産婦人科医との間で、緊急避妊薬の販売状況や販売困難事例への対応策等について意見交換の場を設けていただくことが望ましいと考えております。地域の状況に応じて、意見交換の場の設置についてご協力をお願いいたします。なお、都道府県薬剤師会と都道府県医師会との間で、当該意見交換の場を設けることをもって代えることでも差し支えありません。

(別紙)

[illegible]